



Title	ヨーロッпаの平和を目指す欧洲連合（EU）の行方： 欧洲憲法条約から里斯ボン条約へ
Author(s)	シェラー, アンドreas
Citation	阪大法学. 2008, 58(3,4), p. 197-217
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55090
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ヨーロッパの平和を目指す欧洲連合（EU）のゆくえ ——歐州憲法条約からリスボン条約へ——

シエラ・アンデレス

はじめに

歴史を振り返れば、第二次世界大戦後、一度と戦争が起らなければという願いから生まれたヨーロッパの統合は、基本的に経済を軸に進行してきただ。一九五一年の欧洲石炭鉄鋼共同体（EGKS：Die Europaeische Gemeinschaft fuer Kohle und Stahl）に始まり、防衛共同体には失敗したけれども一九五七年には欧洲経済共同体（EWG：Die Europaeische Wirtschaftsgemeinschaft）が発足し、以後も主に経済協力を通した統合が進められた⁽¹⁾。マーストリヒト条約（Vertrag von Maastricht、一九九一年）、アムステルダム条約（Vertrag von Amsterdam、一九九七年）、ニース条約（Vertrag von Nizza、二〇〇〇年）⁽²⁾、歐州連合（EU）加盟国は二七か国に増え、またヨーロッパが一五か国で使われるようになつた⁽³⁾。

しかし、EUはこれまでの伝統的な国際機関とは性格が異なつており、政府間協力の枠を超えて国家主権の移譲をとことんなつた地域的統合体である。その地域体の制度的側面を法的に補強したのが、から生まれたのが憲法条約である⁽⁴⁾。歐州憲法条約は正式名を「歐州のための憲法を制定する条約」（Vertrag ueber eine Verfassung

fuer Europa) といい、条文数四六三（そのうち、人権にかかわる条項が五四条ある）、約三〇〇頁に及ぶ。この条約案は、EU基本法として、欧州建設の連邦的性格を明確にし、加盟国間の平等と加盟各国の国家としての一体性を尊重し、EUの権限と活動範囲を明記したものである。⁽⁵⁾

第一章 欧州憲法条約

第一節 欧州の新しい挑戦

一〇〇四年五月一日に「五か国体制となつたEUは、仏独英のような西欧の大國から旧共産圏の国々まで、幅広い多様性と格差をかかえ、歴史や文化の違いも大きい。⁽⁶⁾それを政治的にも一つの共同体にまとめ、「欧州市民」による民主的な統治をいかに実現するのかがEUの新しい挑戦なのである。EU拡大後の大きな課題がEU憲法の制定である。⁽⁷⁾

EU加盟国は過去にいくつかの条約を結んだことがあるが「憲法」とよばれる文書を作つたことはない。初めて憲法を作ることになつた一つのきっかけは、「一〇〇四年五月、中東欧など一〇か国が新たにEUに加盟することであつた（チエコ、エストニア、キプロス、ラトヴィア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロヴェニア、スロヴァキア（自国語での国名のアルファベット順）の一〇か国）。農業、貿易政策は一本化され財政や移民、保険などの分野でも各國政策はEUで調整されている。執行機関である欧州委員会、各國政府の声を吸い上げる理事会、直接選挙で議員を選ぶ欧州議会などのEU機関も機能している。ところが一〇か国が新たに加わり一気に「二五か国体制」になれば、民主的な仕組みがうまく機能しない恐れがあつた。⁽⁸⁾

第二節 欧州の将来に関するヨーロッパの平和（EU）のゆくえ

11000年11月のニース首脳会議では、EU基本権憲章 (Die Charta der Grundrechte der Europaeischen Union) に関する「厳肅宣言」が公表された。EUの各加盟国や欧州委員会など主要欧州機関の代表からなる委員会があとめたものであった。法的拘束力はなかったが、五四条からなる憲章は、EUの基本権を六分野五〇項目にわたって列記していた。前文は、「EUは尊厳、自由、平等、団結といった普遍的価値と民主主義と法の支配という原則に基づく」とうたっており、憲法草案に近いと評価された⁽⁹⁾。

EU憲法を巡る議論は、11001年のブルギーのラーケンにおける欧州理事会において採択された「EUの将来についてのラーケン宣言」(Laeken Deklaration ueber die Zukunft der Europaeischen Union) に遡らなければならぬ。このラーケン宣言に基いて、EUの将来のあり方に亘る主要問題を議論する為の「ヨーロッパの将来会議」(Konvention ueber die Zukunft der Europaeischen Union) の結成が合意され、11001年1月二八日、ユーロの生みの親の一人（欧州通貨制度EWS=Das Europaeische Waehrungssystem の提唱者）であるバーリ・ジスカール・デスタン元フランス大統領を議長とする第一回会合が招集された。参加メンバーは当時加盟国十五か国と新規加盟候補国のそれぞれの政府代表と国内議会代表、さらに欧州議会、欧州委員会などの代表合わせて一〇五人に及んだ。加盟候補国には一〇〇四年加盟が見込まれた一〇か国だけでなく、申請中のトルコを含めて一三か国であった。

最大の関心は、これまでの基本条約を案件として改定していく方式から踏み出し、EU憲法を制定するかどうかであった。憲法制定となると、統合の深化はさらに進む。一方で、膨大に膨れあがったEU法令を簡素化する要請や、執行機関として権限が強過するとの批判が集中する欧州委員会を機能縮小する「小さな政府」の問題、さらに

は憲法制定の先を読めば連邦制論議も浮上してきた。

「コンベンション」においては、「EU＝政治家とブラッセルの官僚による産物」という一般化した批判に対応するため、様々な分野からの参加を募り、欧州の「市民社会」などを巻き込んで、民主的なプロセスによって欧州の将来を議論しようとした。¹⁰⁾

二〇〇三年七月、「コンベンション」のジスカール・デスタン議長は、前月の総会において採択されたEU憲法条約案を、最終報告書として、ベルルスコーニ・イタリア首相（当時のEU議長国）に提出した。これが、その後議論されていたEU憲法草案（Entwurf eines Vertrages ueber eine Verfassung fuer Europa）であった。このEU憲法草案は、EUのあり方やEUの目的、定義及び機構を中心によまとめた第一部、欧州の一般国民の権利を規定した歐州基本権憲章の第二部、司法・内務協力や共通外交安保政策等を含めた特定の分野別政策から成る第三部及び一般条項を規定した第四部によって構成されていた。

二〇〇三年七月以来、EU議長国イタリア主導の政府間会合（IGC=Intergovernmental Conference, EU-Regierungskonferenz）において、「コンベンション」が提出したのEU憲法条約案に関する論議が開始された。

これまでも、EU各国及び加盟候補国は、EU憲法案に関しては、二年半を任期とする欧州理事会の常任議長やEU外相ポストの新設などで合意してきたが、採択の投票方式を巡って、仏独とスペイン・ポーランドが激しく対立していた。

その後も、引き続き激しい交渉が加盟国間で行われ、EU憲法の制定まで相当の時間を要することが予想されたが、EUはこの憲法の制定によって、眞の意味での政治統合、欧州市民の統合、加盟国の統合に確実な第一歩を踏み出すことになると期待した。¹¹⁾

第三節 EUの憲法草案の問題点

EU憲法草案は二〇〇四年五月に予定されていたEUの二五か国への拡大に合わせて、EUをより強力で、効率的な共同体に発展させることを目指したものである。しかし、EUの政治統合を加速し、連邦制に近づけることは中小国を中心とした加盟国の抵抗も強く、憲法草案の最終案の中身は加盟国の主権にも配慮した玉虫色の性格を帯びたものとなつた。⁽¹²⁾

二〇〇三年時点で明らかにされていた憲法草案の骨子は以下のとおりであるが、最大のポイントはEU初の「大統領」と「外相」ポストの新設を盛り込んだことであった。「大統領」ポストは、当初「米大統領に匹敵する強力なポスト」の創設を目指したが、「大国の主導色が強まる」という中小国の警戒感を配慮して、アメリカ型の強力な「大統領」とEUがこれまで採用してきた各国の輪番制の実務的な「議長」との中間的な性格を帯びたものとなつている。

EUの憲法草案の骨子（二〇〇三年）

一 指導者

大統領の任期は二年半。首脳会議の議長役を務める。外相は欧州委副委員長で外相理事会を主宰する。欧州委員長は首脳らの推薦を基に欧州議会が選挙する。

一 外交

共通外交は、外相理事会の全員一致が原則。EU部隊は平和維持、人道支援などに貢献する。テロと災害に対して、加盟国は軍の出動を含む支援をする。軍事作戦能力を高めるために、武器調達庁を創設する。

一 市民

基本権憲章で民主制を基本にする。死刑禁止、難民は保護。各國議会はEU政策への修正意見を提出できる。労組、教会やNGOと定期的な対話をし、一〇〇万人以上の署名で新政策を検討するなど。¹³⁾

第四節 EU憲法の採択（二〇〇四年）

EU首脳会議は二〇〇四年六月一八日夜、二五か国に拡大した大欧洲の基本法になる「EU憲法」条約を全会一致で採択した。五月に中東欧諸国など一〇か国が新加盟し、人口約四億五〇〇〇万人、域内総生産で米国に迫る規模になったことを踏まえ、EU大統領や外相職を新設した。巨大化した組織の意思決定を迅速にするため、新たな多数決ルールを導入した。また、欧州議会の役割を強化するなど、市民の参加を促す仕組みを採用した。

議長国アイルランドのアハーン首相は記者会見で「憲法ができたことで、より民主的で効率的なEUが実現する。EU市民に憲法の意義を説明していきたい」と述べ、EUに対する市民の理解を得ることへの期待を示した。

議長国がEUを代表するが、輪番制であるため、存在感は必ずしも大きくない。しかし、新設されるEU大統領は、首脳会議の常任議長を務め、「EUの顔」として加盟国全体を代表することになる。EU大統領は首脳会議で選ばれ、任期は二年半で再任が可能である。EU外相は外相理事会の議長を務め、諸外国との外交交渉にあたる。この憲法は経済から外交、安全保障、防衛、司法政策まで各加盟国の協力の強化をうたっている。

焦点であった閣僚理事会の意思決定方式では、多数決方式は「加盟国の少なくとも五五%が賛成し、賛成国の人々がEU人口の六五%以上となる」ことを可決の基本条件とした。全会一致方式では迅速な意思決定ができないと

の認識でも一致し、多数決方式が及ぶ範囲を外交、経済・金融、司法分野にも広げた。また民意をより反映させるため、直接選挙で選ばれる欧洲議会に欧洲委員長の選出権を与えるなど、準立法機関としての議会の権限を強化した。⁽¹⁴⁾

EUが市民との一体感を高めるための手立ても増えた。地方分権を進め、各国議会が欧洲議会に意見を提出する権利や、一〇〇万人以上の市民が求めれば欧洲委員会に法案作成を要求できる権利を盛り込んだ。欧洲議会が市民の声を反映して、法案の修正をする機会も増えた。⁽¹⁵⁾

憲法は前文と本文四部、付属文書で構成される。欧洲統合の基礎となつたローマ条約など過去五〇年の諸条約を集約した。前文は、分断と対立の歴史を乗り越えて再統合を果たした東西欧洲が、「多様性の中の統一」(united in diversity, In Vielfalt geeint) のもと、平和と繁栄への道を進むことを宣言した。

第一部は民主主義や人権、法の支配といった基本的理念とともにEUの権限を規定した。地球環境の保護、持続的な発展、社会的市場経済、文化や言語の多様性の尊重など欧洲の価値観を強調し、死刑の廃止を定めた基本権憲章も第二部に盛り込んだ。

EU憲法条約（要旨）

- 欧州の文化的、宗教的、人道的な遺産を継承し、共通の運命のために過去の対立を乗り越え、統合をめざす。
- 「多様性の中の統一」のもと、将来世代と地球への責任を自覚する。
- EUの目的は共通の将来をつくることであり、加盟国は目的達成のため権限をEUに移譲する。
- 均衡ある成長、社会的市場経済に基づいて持続的発展をめざす。

— 加盟国市民はEU市民でもあり、国籍に関係なく居住地での自治体や欧州議会選挙で立候補、投票できる。

— 首脳会議は「EU大統領」を選出する。任期は一年半で最長五年。首脳会議の常任議長を務める。

— 首脳会議は「EU外相」を任命する。外相理事会議長と欧州委員会副委員長を兼任する。

— 外相理事会を除く閣僚理事会議長は三か国共同議長の輪番制。任期は一年半。

— 閣僚理事会の可決は、加盟国の少なくとも五五%の賛成と、賛成国の人口がEU人口の六五%以上となることが必要。司法、内務、外交、税制などの分野では必要条件を引き上げる。

— 欧州議会は、首脳会議が提案する候補から欧州委員長を選ぶ。任期は五年。

— 欧州委員は各国が一人ずつ選出。早ければ二〇一四年に加盟国数の三分の一に減らす。

— 欧州議会の定数は七五〇議席を超えない。最小国の議席数は六。

— 加盟国がテロ攻撃を受けた場合、他の加盟国は連帯して、支援する。EU防衛庁を創設。

— 一〇〇万人の市民の要求で欧州委員会に適切な法案提出を求めることができる。

— 個人データを保護するなど。

第五節 EU憲法の目標

EU憲法は、加盟国が「国民国家」の枠を越えた政治共同体づくりのルールを決めた点で、大きな前進といえる。

二〇〇四年五月に中東欧諸国など一〇か国が加盟した「水平拡大」に加え、今回の憲法で「垂直統合」に向けた装置も整い、「大歐州」の基礎工事はひとまず固まった。

EU憲法の狙いは、拡大EUを「より民主的に、透明に、効率的に」することである。二五か国に巨大化した機

構を全会一致で動かすのは難題であり、人口四四万人のルクセンブルクと八〇〇〇万人以上のドイツを、同等に扱うのは現実的でもない。しかし小国の意向を無視すれば「平等」の原則に反する。

巨大化した組織の意思決定を迅速にするため、新たな多数決ルールを設け、また欧洲議会の役割を強化するなど、市民の参加を促す仕組みを採用した。憲法は経済から外交・安全保障、防衛、司法政策まで各国の連帯と協調の強化をうたっている。単一通貨ユーロ導入など経済中心だった統合をさらに進め、「政治共同体」の構築をめざす意思を示している。¹⁶⁾

第六節 EU憲法を制定する条約の批准

EU憲法条約が発効するためには、全調印国が自国の憲法に制定されている手続きに基づいて条約を採択する必要がある。これが加盟国による条約の批准と呼ばれる手続きである（Ratifizierung der EU-Verfassung）。

調印国の法的、歴史的伝統に応じて、必要となる憲法上の手続きは異なるが、次のいずれかまたは両方の方式が含まれる：

「議会承認」による批准：議会が国際条約の批准に関する議決を行い、憲法条約を採択する

「国民投票」による批准：国民投票を行い、憲法条約の内容について直接国民に是非を問う

国によって、この二つの方式を組み合わせたり、変更を加えたりする場合や、あるいは、憲法条約の内容からして批准にあたり事前に国内憲法を調整するなど必要な調整を行う場合がある。憲法条約の規定によれば、全調印国が批准し、それを公式に報告（批准書の提出）すれば、原則として同条約は一〇〇六年一月一日に発効する、と

されていた。⁽¹⁷⁾

しかし、二〇〇五年の春まで順調に歩を進めてきた憲法条約批准も二〇〇五年五月、フランス（五月一九日）につづいてオランダ（六月一日）の国民投票でも否認され、二〇〇八年に先送りされることになった。その否認の主な理由には、次のものがあげられる：

なかでもフランスの場合は、(1) フランス国家の主権消失に対する拒否、(2) EUのネオリベ経済政策に対する拒否、(3) 現在の自分の状況や政府に対する不満、(4) EU内の安い労働力のせいで失業者が増えるという不安、(5) EUの反民主主義的なあり方、EU官僚のエリート政治に対する拒絶、に大別できよう。⁽¹⁸⁾

フランスおよびオランダの国民が憲法条約の批准を拒否し、この結果を受け、欧州理事会は二〇〇五年六月一日から一七日にかけて会合を開き、「憲法条約未批准の国々が二〇〇七年までに明確な回答を提示することは不可能であるため、当初条約発効に予定していた二〇〇六年一月一日という日程はもはや維持できないと考える」との意見を表明した。⁽¹⁹⁾

第二章 リスボン条約

EUの運営を効率的にし、市民に近い存在にするため、新たな基本条約となる「EU憲法条約」が二〇〇四年に署名された。これまでには先立つ条約の改正版だったが、憲法条約はまったく新しく起草された。しかし、二〇〇五年にフランスとオランダが国民投票で批准を否決した。ドイツなど一八か国は批准したが、一か国でも批准しなければ発効しないため作業は暗礁に乗り上げた。

二〇〇七年前半の議長国ドイツは、これまでのように現行条約の改正版による局面打開をめざした。二〇〇七年六月の首脳会議で合意して、七月に政府間協議を開始、一二月に調印という予定であった。各国は国民投票ではなく議会で批准を決め、二〇〇九年前半までの発効が目標であった。

第一節 新基本条約への準備

欧洲統合の今後を左右する「欧洲連合（EU）憲法」問題を討議するEU首脳会議が二〇〇七年六月二二日～二二日、ブリュッセルで開かれた。議長国ドイツは「超國家」を連想させる「憲法」の形式を断念するなどの妥協案を示し、主要国の同意をとりつけつつあったが、ここにきてポーランドが拒否権をちらつかせて反対姿勢を鮮明にしていた。この首脳会議で合意できなければEUは将来設計に頓挫し、深刻な機能不全に陥りかねなかつた。

二〇〇七年六月時点でのEUの新基本条約をめぐる主な争点は次のようなものであった‥

- 合意または合意が見込まれる
- 「憲法」の形式を断念（現行の基本条約の修正にとどめる）
- 「EU旗」「EU歌」を定めない（「超国家」の印象を持たれないため）
- 理事会常任議長ポストの新設（任期は一年半。一期まで）
- 欧州委員会の定数削減（将来の委員会は加盟国数の三分の一。現在各一名）
- 欧州議会の定数削減と権限強化（定数は七五〇を超えない。現在は七八五）
- まだ合意していない

—「二重多数決制」（ポーランドとチェコが反対）

- 多数決制の適用拡大（英国が司法・内務分野などの適用に反対）
- EU外相の新設（英國、オランダ、チェコが反対）
- 欧州基本権憲章を盛り込む（英國とチェコが反対⁽²⁰⁾）

第二節 新基本条約のための画期的な解決策

一〇〇七年六月一三日の早朝まで及んだ長時間の交渉の末、ようやく合意に至ったブリュッセルでの欧州理事会（EUサミット）の後、EUに新たな勢いが生まれた。欧州委員会のバローゾ委員長は「ここで合意を達成できた」として、EUの信頼性を証明することができた。改革条約は、EUに行動する能力を与える」と、サミットの結果を歓迎した。EUの首脳は、いくつかの困難な問題についても解決策を示した。新条約によって、EU基本権憲章に法的拘束力が与えられ、EUは外交・安全保障担当の上級代表と常任議長を持つことになる。そのほかの成果として、加盟国議会の役割の強化や二〇一四年以降の欧州委員会の委員数の削減などが挙げられる。

二〇〇五年のフランスとオランダの国民投票での批准否決のメッセージは受け止められた。大きく拡大したEUを、域内においてはより効率的で民主的に責任のある形に、また、世界においてはより影響力を発揮できるようにするために、既存の条約にいかなる改正が必要なのか、政府間会議が検討した。その後、「リスボン条約（Der Vertrag von Lissabon）」と称される新条約の文書は、二〇〇七年一〇月一八日～一九日に開かれた欧州理事会の非公式会合で承認され、二〇〇七年一二月一三日リスボンで行われた調印式で、EU全加盟国の首脳が署名した。⁽²¹⁾

第三節 EU新基本条約調印とEUサミット

EU加盟二十七か国の首脳は、二〇〇七年二月二三日、議長国ポルトガルの首都リスボンでリスボン条約と称される新基本条約（正式な名称：「欧洲連合条約および欧洲共同体設立条約を修正する条約」）に調印し、欧洲統合の歴史に重要な一步を刻んだ。リスボン条約調印により、二〇〇五年五月のフランス、六月のオランダにおける国民投票で欧洲憲法条約の批准が否決されたことで生じたEU機構制度改革議論の停滞に終止符が打たれた。

同条約は既存の基本条約を改正するもので、それに取って代わるものではない。主な改正点は、加盟国議会のEU立法への関与強化、EU意思決定手続きの効率化と簡素化、EU基本権憲章への法的拘束力の付加、EUへの法人格の付与、外交政策のEU外務・安全保障政策上級代表への一本化、EU理事会常任議長職の創設などである。欧洲委員会は、同条約の二〇〇九年一月一日の発効を目指し、加盟国に対し早期の批准を呼びかけた。⁽²²⁾

第四節 「リスボン条約」の要旨

リスボン条約（改革条約）の主要な点は次のようなものである。・

（1）

EUの代表（大統領ともいべき）を勤める欧洲理事会の常任議長の創設（任期一年半（一回再選可））・
欧洲理事会の業務調整や、欧洲理事会の継続性を保証し加盟国間のコンセンサスを形成するために、従来六か月ごとに加盟国が輪番制で議長国を務めてきた議長制に代わって、常任議長職（EU大統領）のポストを設置する。欧洲理事会による特定多数決で選出され、任期は二年半（一回のみ再選可で最高五年）となるが、独立性を保つため出身国における公職と兼任することは認められていない。⁽²⁴⁾

(2)

欧洲委員会の副委員長を兼任するEU外交・安全保障上級代表（外相理事会の常任議長）の新設：
欧洲委員会内に、従来の共通外交・安全保障政策上級代表と欧洲委員会の对外関係担当委員の役割を兼ねる「EU外務・安全保障政策担当上級代表（High Representative of the Union for Foreign Affairs and Security Policy／HRUFAASP）」のポストを創設する。HRUFAASPは、一名置かれる欧洲委員会副委員長の一人となるほか、外相理事会の議長も兼ねる。⁽²⁵⁾

(3)

EU議長国は外相理事会を除く閣僚理事会の議長を務める：

従来の欧洲理事会議長の役職は明確に規定されておらず、既存の基本条約においては任期六か月で輪番制の欧洲連合理事会の議長国の首脳がこれを勤める。

(4)

理事会での決定方式は、各国に加重配分された「持ち票」による現行の多数決方式を廃止し「加盟国数の五五%以上」と「EU総人口の六五%以上」の賛成を得て成立する、「二重多数決方式」に変更（完全実施は二〇一七年三月末）。外交・安全保障、税制、社会保障政策などの分野や全会一致の決定方式を維持する（拒否権を認める。司法内務協力分野の決定には多数決制を導入する）。少數派を尊重して一定数以上の国が反対する場合は議論の継続が可能…

閣僚理事会であるEU理事会（通常、単に「理事会」と呼ばれる）の役割は現在と大きく変わらず、欧洲議会と立法機能および予算権限を共有し、共通外交安全保障政策（CFSP=Common Foreign and Security Policy,

Gemeinsame Aussen- und Sicherheitspolitik) と経済政策調整で中核的な役割を維持する」とになる。リスボン条約での閣僚理事会に関する大きな変更点は表決方法で、立法プロセスにおける透明性と効率を高めるため、これまで全会一致が必要だった政策分野の多く（入国管理や文化など計四〇分野）で「特定多数決方式」が導入される。

二〇一四年一月一日から採用される特定多数決方式では各国の人口比の要素が組み込まれている。可決には、理事会構成国（加盟国）数の五五%かつ最低一五か国が賛成し、賛成国の人口がEU総人口の六五%に達する必要がある。また、可決阻止には最低四か月の理事会構成国の反対を必要とする。現行のニース条約では、多数派形成には、構成国に割り当てられた加重票数の七〇%あまりが必要とされている。

なお、二〇一四年一月一日から二〇一七年三月三日までは移行期間とし、この期間中は、理事会構成国は現行の特定多数決方式による表決を要求することができる。⁽²⁶⁾二〇一七年四月以降、特定多数決方式に完全移行する。⁽²⁷⁾

(5)

歐州委員会委員数を現行の一七人から一八人に削減（二〇一四年から実施）：

現在、加盟国数に連動している欧州委員の定数を、二〇一四年一月一日以降、委員長およびHRUFA SP (High Representative of the Union for Foreign Affairs and Security Policy) を含めて加盟国数の三分の二に縮小する（即ちの時点で加盟国数が二七か国の場合、欧州委員の定数は一八名となる）。ただし、欧州理事会は全会一致でこの数を変更する権限がある。

(6)

歐州議会の議席数を現行の七八五議席から削減（七五〇議席以下）：

二〇〇七年一月一日以降七八五名となっている欧州議会議員の定数は、欧州議会の次期任期（二〇〇九年の欧州

議会選挙後) から欧州議員七五〇名に議長一名を加えた計七五一一名となる。各国から選出される議員数は、最低六名、最高九六名となる。⁽²⁸⁾

(7)

欧州委員会提出の法案に三分の一以上の加盟国議会が反対した場合、法案の見直しが可能..

欧州連合加盟国の国内議会は法案が補完性原理に反している理由を述べた意見を送付するかについてを決定することができる。加盟国の国内議会は施策の再検討を求める決議を採択することができる。再検討が必要であるとする票が三分の一を上回る。

(8)

人権保障規定などを定めた「欧州基本権憲章」の順守義務。ただし、各國法の優位性を認める..

リスボン条約の冒頭には、人間の尊厳、自由、民主主義、法の支配、人権の尊重が、現加盟国のみならず、EU加盟を望む全ての欧州の国々が尊重すべき、EUの核となる共通価値として言及された。リスボン条約では基本権の保護の面で大きく前進し、また、EUとしての欧州人権条約への加盟を明文化した。さらに、EU基本権憲章による、権利、自由、原則を認知し、基本憲章は政治宣言ではなく法的拘束力を得ることになり、EU自体やEU機関のみならず、EU法の実施においては加盟国にも拘束力を及ぼす（ただし英國は基本憲章の条文化をオプトアウト（適用除外））。基本憲章では、欧州人権条約では触れられていない個人情報保護や生体倫理、企業内での社会的権利（通知を受ける権利や団体交渉権）にも範囲が及んでいる。⁽²⁹⁾

(9)

旗、歌などEUの象徴に言及しない..

新条約は憲法的色彩や超国家的な性格を排除する観点から「改革条約」と命名され、当初提案されていたEUを象徴する連合旗や連合歌、連合の標語に関する言及した条項も盛り込まれないこととなつた。³⁰⁾

第五節 「里斯ボン条約」の批准状況

二〇〇七年一〇月に採択されたEUの新基本条約は二〇〇七年一二月のEU加盟二七か国による調印を経て、二〇〇九年一月の発効を目指して、現在、加盟各国での批准手続きに入っている。批准手続きは、加盟各国の憲法の規定に従い、議会での議決で批准する方式と国民投票で国民に賛否を問う方式の二通りがある。前回批准に失敗した「EU憲法条約」の場合は、フランス、オランダ、スペイン等で国民投票が行われ、フランスとオランダの国民投票で批准が否決されたという経緯があるが、今回の里斯ボン条約の場合は、「憲法」という文字を条文から削除し、条約を簡素化するなどにより、議会での批准方式をとりやすくした。その結果、今回は、ほとんどの国が議会での批准方式を採用し、批准のために国民投票を実施する国は、アイルランドだけにとどまつていた。³¹⁾

一九七三年EC（現在EU）に加盟したアイルランドの国民投票は二〇〇八年六月一二日に実施され、反対多数で否決された。六月二三日発表された公式最終結果によると、反対約五三%に対し、賛成は約四七%であり、憲法改正、条約批准に国民の同意が得られなかつた。しかし、条約発効には欧州連合二七の全加盟国の批准が必要で、目標としていた二〇〇九年一月発効は事実上不可能となつた。EUは、フランスやオランダが「欧州憲法条約」を否決した二〇〇五年と同様、大きな転換期となる。

エピローグ

EUと言えば、経済圏の「拡大」ばかりが注目された。しかし忘れてならないのは、EUは政治統合の「深化」もめざしているということである。憲法をめぐる合意はその歴史的な節目である。

EU憲法が各国の憲法に取って変わるものではない。各国内ではそれぞれの憲法が機能し続けるが、その一方で、EU諸国の国民は欧洲市民としてEUとの直接のつながりを強めることになる。憲法づくりには問題解決とEUへの信頼を高める願いも込められているが、EU憲法施行への道のりは遠かつた。⁽³²⁾ 憲法制定には加盟各国の批准が必要であった。加盟国の中うち少なくとも九か国は国民投票による批准を予定していたが、官僚化したEUへの批判も根強く、批准のハードルを越えることが難しい課題であった。

二〇〇七年一〇月にリスボンで採択された欧洲連合の新基本条約（リスボン条約）は二〇〇七年一二月のEU加盟二七か国による調印を経て、二〇〇九年一月の発効を目指している。新基本条約の目的は加盟国拡大に伴うEUの意思決定の迅速化および機構の効率化である。多数決制、大統領職などを導入し、EUの機能強化および運営効率化を目指しているが、欧洲憲法条約が二〇〇五年にフランスおよびオランダの国民投票で否決されたことに続き、新基本条約がアイルランド市民の「ノー」によって否決された。第二次世界大戦後ヨーロッパの平和を目指し、統合、深化および拡大を続けてきたEUは再び様々な課題に直面している。

しかし、短期的な目で成功か失敗かを見るだけでは、ヨーロッパの統合を正しく理解できない。いかに時間がかかるうと、一歩ずつでも統合へ進むのだという目標を国々共有してきたこと自体が、欧洲の発展と求心力の強化につながってきた。⁽³³⁾

中世ラテン語による諺に由来して「ヨーロッパを構成する」こと表現であります。何事も不斷の努力をしなければ成し遂げられないと実感します。統合に向かっていきます。

- (1) 佐藤幸男・[拡大EU辞典] (A Dictionary of the Enlarged European Union) 小学館|100[年初版] 八頁参照; 庄司克宏「EU法基礎篇」[石波書店]100[年第1刷発行] 1-1 |1頁参照。
- (2) 佐藤幸男・前掲書|八頁参照; M. Gehler, Europa, Fischer Kompakt, Fischer Taschenbuch Verlag, 2002, S. 43; Aktuell 2005, Harenberg, Meyers Lexikonverlag, 2004, S. 180-181.
- (3) 佐藤幸男・前掲書|七頁参照; 岡村泰「ヨーロッパ史」[三編]100[年第1刷発効] 1回以下参照; Vgl. M. Fritzler+G. Unser, Die Europäische Union, Bundeszentrale fuer politische Bildung, 2001, S. 18 f.
- (4) 佐藤幸男・前掲書|七頁参照; W. Weidenfeld/W. Wessels, Europa von A bis Z, Bundeszentrale fuer politische Bildung, 2002, S. 122 ff. など、EUとヨーロッパの関係の整理の薄いノート|庄司克宏・前掲書|1頁以下参照。
- (5) 佐藤幸男・前掲書|七頁参照。
- (6) 「十五カ国に拡大するEU」[朝日新聞]|100[四年四月] |六日参照。藤井良弘「EUの知識」日本経済新聞社日系文庫|100[四年] |版四七頁。ヘルムの交渉問題などヨーロッパ・伝記・羽場久津子=編「ヨーロッパ統合の歩み」人文書院|100[四年] |一頁以下参照; 「進歩的異教徒」加盟[朝日新聞]|100[四年四月] |11日参照; V. Ulrich/F. Rudloff, EU-Erweiterung, Fischer Taschenbuch Verlag 2004, S. 104 ff.; H.-W. Arndt, Europarecht, Schaeffers Grundriss, C. F. Mueller Verlag, 2003, S. 19; Vgl. Wagner, Europa vor und nach der Erweiterung, Festschrift fuer Rudolf, 2001, S. 223 ff.; Riedel, Die Reform der EU durch den Vertrag von Nizza, JA 2001, S. 821 ff.
- (7) 「大欧洲の誕生——」の途方ぬるよ[朝日新聞]|100[四年四月] |九日参照。
- (8) クロスチーズ・オクラン「ヨーロッパ統合の夢」日本放送出版協会|五八一 |六五頁参照。
- (9) 藤井良弘・前掲書七 |五頁参照。
- (10) H. Lecheler, Einfuehrung in das Europarecht, JuS Schriftenreihe, Verlag C. H. Beck 2003, S. 14 ff.; Vgl. T. Oppermann, DWBl. 2003, S. 1ff.; K. Haensch, Integration 2002, S. 226ff.; H. Marhold, Integration 2002, S. 251 ff.

- (11) 片岡貢^注「EU憲法」 Japan Institute of International Affairs (JIIA) <http://www.jiai.or.jp> 参照²。
- (12) バルテルス石川・アハナ「このままでは『歐州憲法草案』は死んでしまう」 ハヤカワ (有斐閣) 110011年11月号】 大O
—】 大五頁参照。

- (13) クリスチーヌ・オタマハ・前掲書「七」一頁参照; 「歐州統合とEU憲法」朝日新聞110011年7月17日参照。Vgl.
Cromme, Verfassungsvertrag der Europaeischen Union, DOEV 2002, S. 593 ff.; Oppermann, Vom Nizza-Vertrag 2001
zum Europaeischen Verfassungskonvent 2002/2003, DVBl. 2003, S. 1 ff.; Riedel, Der Konvent zur Zukunft Europas, ZRP
2002, S. 241 ff.

(14) Vgl. Aktuell 2005, a. a. O., S. 187 f.; 「EU憲法を採択」朝日新聞110011年6月11〇日参照。

(15) 蔡穎氏^注「欧洲連合の舞合戦」中央公論事業出版110011年初版110九一】11〇頁; 「EU憲法採択——『11の国』
と近づく期待」朝日新聞110011年7月5日参照。

(16) Vgl. Rupp, Anmerkungen zu einer Europaeischen Verfassung, JZ 2003, S. 18 ff.; 「EU憲法——米への対抗軸打たれ出
手」朝日新聞110011年6月11〇日参照。

(17) 「欧洲のための憲法を制定する条約の批准」駐日欧州委員会代表部 Delegation of the European Commission to
Japan 110011年1月

(18) 佐藤幸男・前掲書一九頁参照³。

フランスの国民投票で欧州憲法条約批准に反対と答えた理由 (欧州委員会資料より) :

国内の雇用、失業への悪影響 (111%) ; 国内経済状況が悪くなる、失業の多さ (116%) ; 欧州憲法は経済的な面が自
由すぎると (19%) ; 大統領や政府や特定政党への反対 (18%) ; 社会的欧州が不十分 (16%) ; 欧州憲法は複雑である
（111%）；トルコのEU加盟に反対（6%）；国家主権の喪失（5%）；情報不足（5%）

オランダの国民投票で欧州憲法条約批准に反対と答えた理由 (欧州委員会資料より) :

情報不足 (111%) ; 国家主権の喪失 (19%) ; 政府や特定政党への不満 (14%) ; 欧州は費用がかかりすぎる (1
11%) ; 欧州、欧州建設 欧州統合に反対 (8%) ; 国内雇用、企業移転、失業への悪影響 (7%) ; 欧州憲法の何が良い
のか分からなる (6%) ; 専門的、法律的で規制が多い (6%) ; 欧州憲法は法案が現実から離れて早く進みすぎ

(六%)

- (19) 駐日欧洲委員会代表部・前掲書参照。
- (20) 「E U正念場」朝日新聞[一〇〇七年六月]一一日六頁参照。
- (21) 駐日欧洲委員会代表部・前掲書参照。
- (22) 「E U新基本条約調印とE Uサミット」『一ロッパ誌』[一〇〇八年冬号通巻第二五]二号。
- (23) 渡邊啓貴「駐日本大使館公使「リスボン条約とは」」朝日新聞出版発行知恵蔵[一〇〇八年]。
- (24) 日本貿易振興機構（ジェトロ）「里斯ボン条約（改革条約の概要と加盟国の批准の状況）」ユーロトレンハム[一〇〇八年]四頁参照。
- (25) 日本貿易振興機構・前掲書五頁参照。
- (26) 日本貿易振興機構・前掲書五頁参照。
- (27) 日本貿易振興機構・前掲書五六頁参照。
- (28) 日本貿易振興機構・前掲書四頁参照。
- (29) 日本貿易振興機構・前掲書六頁参照。
- (30) 日本貿易振興機構・前掲書二頁参照。
- (31) 田中信世「ワスボン条約の批准状況」国際貿易投資研究所[一〇〇八年]。
- (32) M. Gebler, a. a. O., S. 76 f.; 「E U憲法—米々の対抗軸打つ出で」朝日新聞[一〇〇四年六月]一〇日参照。
- (33) S. Aust/M. Schmidt-Klingenbergs (Hg.), Experiment Europa, Deutsche Verlagsanstalt, 2003, S. 207 ff.; 「E U憲法—民主主義が國家を超える」朝日新聞[一〇〇四年六月]一〇日社説参照。